

令和8年度女性活躍に向けたトータルサポート事業業務委託仕様書（案）

1 委託名

令和8年度女性活躍に向けたトータルサポート事業業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3 実施目的

- (1) 働く女性がモチベーションを高め、管理職を含めたキャリアアップのために必要な知識を習得することを目指す。
- (2) 女性が働きやすい職場環境の整備や多様で柔軟な働き方などについて、制度の整備のみではなく職場風土の形成が必要であることを、管理職等に対して意識変革を促す。

※本委託業務における管理職とは、「経営者」、「一般的に管理的業務に従事している者」や「係長などグループのリーダー的な役割を果たしている者」をいう。

4 委託内容

以下の(1)～(3)すべてを実施すること。

(1) セミナー等の企画・立案・開催

下記①②のセミナーは、令和8年8月～令和8年11月までの間に開催することとし、受託者は受講者から受講費を徴収しないこと。

①女性社員を対象としたキャリアアップセミナー（集合セミナー）

(ア) 内容

働く女性がモチベーションを高め、管理職を含めたキャリアアップのために必要な知識や実践的なスキルを学ぶとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や働き方の改革などを学ぶことで、キャリアアップの実現につなげることができる内容とすること。また、健康で働き続けるために、女性のライフステージごとの健康課題について学び、ヘルスリテラシーを高める内容を取り入れること。開催にあたっては、企業の枠を超えた交流ができるように工夫をすること。セミナー受講後は、個別相談等受講内容についてのフォローができる体制をとること。（受講内容の一部のフォローでも可。）

(イ) セミナー開催回数

1回以上とする。

(ウ) 募集人数

岡山市内の様々な事業所に勤務している女性社員を対象とし、30人以上とする。

(エ) 日時

セミナー開催日時と受講後のフォロー体制は、土日を含め、効果的と思われる日程・時間を設定すること。

(オ) 開催場所

セミナー開催場所については、市内にあり、交通のアクセスが良い会場を設定すること。なお,*さんかく岡山会議室を利用する場合は使用料を免除する。

*正式名称：岡山市男女共同参画社会推進センター（岡山市北区表町三丁目14番1-201号）

フォロー体制については、対面・オンライン・SNS等受講者が利用しやすいと想定される方法を提案することとする。対面の場合は、受託者側で場所を確保することとするが、さんかく岡山会議室を利用する場合は使用料を免除する。

②女性が働きやすい職場環境づくりセミナー（集合セミナー）

(ア) 内容

女性が働きやすい職場環境の整備や多様で柔軟な働き方など、制度の整備のみではなく職場風土の形成が必要であることについて、組織全体の意識変革を促す内容とすること。また、女性のライフステージごとの健康課題に関して理解を深める内容を取り入れること。セミナー受講後は、事業所単位での個別相談会を開催するなどフォローができる体制をとること。

(イ) セミナー開催回数

2回以上の連続するセミナーを1回以上開催すること。各回の間隔は2か月を超えないこととし、原則として、同じ受講者が参加すること。

(ウ) 募集人数

岡山市内事業所等の管理職や人事担当者等を対象とし、各回20人以上とする。

(エ) 日時

セミナー開催日時と受講後のフォロー体制は、効果的と思われる日程・時間を設定すること。

(オ) 開催場所

セミナー開催場所については、市内にあり、交通のアクセスが良い会場を設定すること。なお,*さんかく岡山会議室を利用する場合は使用料を免除する。

*正式名称：岡山市男女共同参画社会推進センター（岡山市北区表町三丁目14番1-201号）

フォロー体制は、対面やオンライン等の方法を提案することとする。対面の場合は、受託者側で場所を確保することとするが、さんかく岡山会議室を利用する場合は使用料を免除する。

(2) 広報および受講者募集

チラシやSNS等、本事業の周知を図るため効果的な広報を行い受講者を募集・管理すること。なお、広報計画および内容は委託者と協議を行うこと。

(3) アンケートの実施

以下の各事業について、受講者アンケートを実施し、終了時から30日以内にアンケートの集約、分析、報告を行うこと。アンケートの項目等については、委託契約後、両者協議の上、詳細を決定する。

①女性社員を対象としたキャリアアップセミナー

②女性が働きやすい職場環境づくりセミナー

5 事業内容等に関する協議について

- (1) 全体スケジュール・広報等について、契約後速やかに委託者と協議の上決定すること。
- (2) 委託期間中は、月に1回程度ミーティングを開催すること。ミーティングでは事業の進捗状況の報告・協議等を実施し、情報共有を図ること。また、必要に応じてその都度ミーティングを開催すること。
- (3) ミーティングの実施調整、進行及び議事録作成は受託者側で実施すること。議事録は、協議後速やかに作成し提出すること。
- (4) 委託者から要求があった場合は、進捗報告をすること。

6 業務報告について

事業終了後令和9年2月26日（金）までに業務報告書を書面で1部および報告書のPDFデータを保存したCD-R又はDVD-Rを市に提出すること。（広報活動として、PDFデータを市ホームページや冊子等に掲載する可能性があるため、そのことについて、受講者に撮影の同意を得ておくこと。）

7 個人情報の取り扱いについて

受託者は、本業務委託を実施する上で知り得た個人情報については、法に基づく、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、適切な管理を行うこと。

8 損害の賠償について

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

9 著作権について

- (1) 当該業務の実施に伴う成果物の著作権については、岡山市に譲渡すること。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物についての著作権は受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、当該業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また万一何らかの著作権問題が生じた場合は受託者の責任において対処すること。

10 その他

令和8年4月22日に公示した令和8年度女性活躍に向けたトータルサポート事業業務委託企画競争において提出した企画提案書に基づき委託を履行すること。また、本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。